

退学

内容により、「依願による退学」と「懲戒による退学」とに区別されます。退学をすると、学籍を喪失し、本学の学生ではなくなります。

退学の期日

原則として、「退学願」を提出した月の月末

「退学願」の提出方法

| | | 受け取り場所 | 提出先 | 返却物 | 提出期限 |
|----|------|-----------------------|-------|------------|-----------|
| 退学 | 依願退学 | 授業運営課 | 授業運営課 | 学生証 通学証 | 授業運営課にて指示 |
| | 懲戒 | 学則第37条、大学院学則第34・35条参照 | | | |


玉川大学学則
p. 134 ~ 142

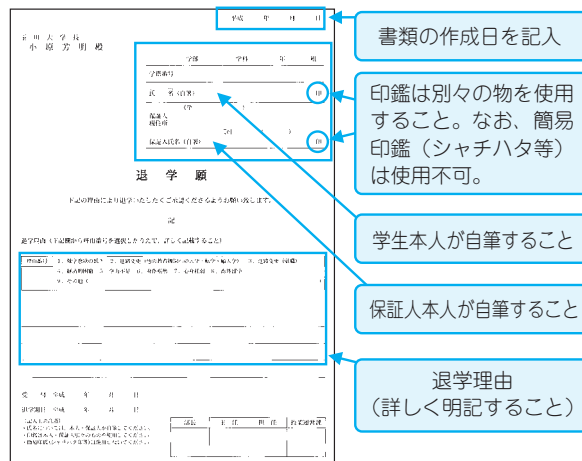

玉川大学大学院学則
〔大学院要覧〕 p. 122 ~ 127
参照

* 当該学期の授業料等納付金が納入されていない場合は、依願退学の手続きができません。
この場合、納入期限を待って除籍となります。

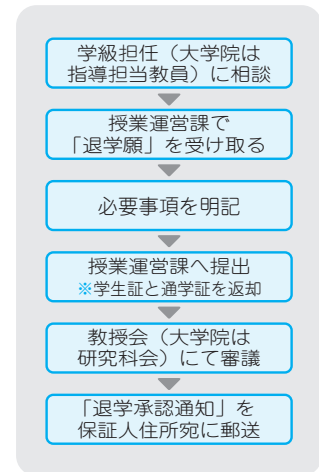
学費の取り扱い

退学期日の月まで月割で学費等を徴収し、残額は承認後に返金します。


書き方見本



退学手続きの流れ



除籍

 除籍
学生の身分を失うこと。

次に該当する場合は、除籍の対象となります（学則31条、大学院学則31条）。

- (1) 在学年数が所定の年数を超える場合
- (2) 授業料等の納付金を滞納し、督促してもこれに応じない場合
- (3) 休学期間の満了日に達しても、なお就学できない場合
- (4) 休学期間満了となっても所定の手続きをとらない場合
- (5) 死亡または行方不明になった場合